

姫路市ポンプ場及び樋門等操作要領

(総則)

第1条 姫路市下水道管理センターが管理を行う河川への放流を伴うポンプ場及び樋門（以下「排水機場等」という。）の操作についての一般事項はこの要領の定めるところによる。
各排水機場等の個別の状況に対して必要な事項がある場合は別途操作要領を定めるものとする。

(目的)

第2条 排水機場等の操作は、排水先の河川、海域（以下「放流河川等」という。）から、ポンプ場への流入側の河川（以下「内水路」という。）への逆流（潮位の変動によるものを除く。以下同じ。）防止及び流水を放流河川等へ機械排除することにより、関係地域の洪水、津波被害の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要領における用語は次の各号による。

- (1) 排水機とは、ポンプ場の排水施設をいう。
- (2) 樋門とは、放流河川への排水口に設置されている排水樋門をいう。
- (3) 放流ゲートとは樋門に設置されるゲートをいう。
- (4) バイパスゲートとは内水路と樋門の間に設置されるゲートをいう。
- (5) 機側操作とは、樋門に設置した操作盤による操作をいう。
- (6) 遠隔操作とは、前号以外の場内操作室などから行う操作をいう。

(洪水時等における操作方法)

第4条 排水河川の水位(以下「外水位」という。) が上昇し逆流が始まるおそれがあるときは、次の各号の定めるところにより操作するものとする。なお、本条における樋門の操作は原則機側操作にて行う。

- (1) 放流河川から内水路への逆流が始まるまでは、放流ゲート及びバイパスゲートを全開しておくこと。
- (2) 放流河川から内水路への逆流が始まったときは、バイパスゲートを全閉すること。
- (3) 前号の状態において、排水機場等の内水路の水位(以下「内水位」という。) が上昇し、洪水被害のおそれがあるときは、排水機を運転すること。
- (4) 前号の状態において、外水位が放流河川の計画高水位以上になったときは、排水機を停止すること。
- (5) 前号の状態において、外水位が低下し計画高水位未満となったときは、排水機の運転を再開すること。
- (6) 第3号、第4号及び前号の状態において、内水位が低下し、洪水被害の恐れがなくなったときは、排水機を停止すること。

(7) 第 2 号及び前号の状態において、外水位が内水位より低くなったときは、バイパスゲートを全開すること。

(津波の恐れがあるときにおける操作方法)

第5条 放流河川を津波が遡上するおそれがあるときは、次の各号の定めるところにより操作するものとする。なお、本条における樋門の操作は遠隔操作にて行う。

- (1) 気象庁が、津波警報（大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表したときは、津波警報が解除されるまで、放流ゲートを全閉とする。
- (2) 津波警報が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、樋門のゲートを全開するものとする
- (3) 第 4 条及び第 6 条における操作を行っている場合において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には直ちに退避すること。退避後には速やかに退避場所、捜査状況を管理者へ報告すること。

(平水時等における操作方法)

第6条 外水位が低く、内水路への逆流の恐れのないとき（おおむね満潮水位程度）は、樋門の放流ゲート及びバイパスゲートを全開しておくものとし、排水機場の操作は行わない。ただし、潮位の変動やその他の理由による内水路への逆流を防ぐ必要があると判断される場合にバイパスゲートを全閉することができる。バイパスゲートを全閉した後の操作は、第 4 条の操作を準用する。

(操作方法の特例)

第7条 事故その他やむを得ない事情があるときは、放流河川の河川管理者と協議し、前 3 条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作できるものとする。

(操作等の報告)

第8条 操作等の起因により事故等が発生したときは、すみやかに関係機関に報告するものとする。

(操作等に関する記録)

第9条 操作機場等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする

- (1) 操作の状況
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) その他参考となるべき事項

(警戒体制)

第10条 次の各号の 1 に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 洪水、高潮又はダム放流等により内水路への逆流が発生し、さらに外水位が上昇する恐れがあるとき。
- (2) 津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水又は高潮が発生する恐れがあるとき。

(警戒体制における措置)

第11条 警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 排水機場等を操作するため必要な機械器具等の点検及び整備
- (2) 気象、水象の観測及び関係機関との連絡並びに情報の収集
- (3) 排水機場等を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (4) 機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員は退避すること。
- (5) その他排水機場等の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第12条 警戒体制は、洪水、高潮、津波が終わったとき、又は洪水、高潮、津波に至ることがなく発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

(点検及び整備)

第13条 排水機場等を操作するため必要な機械器具等については、常に点検及び整備を行い、これらを良好な状態に保つものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

本要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。

・別表１ ポンプ場一覧

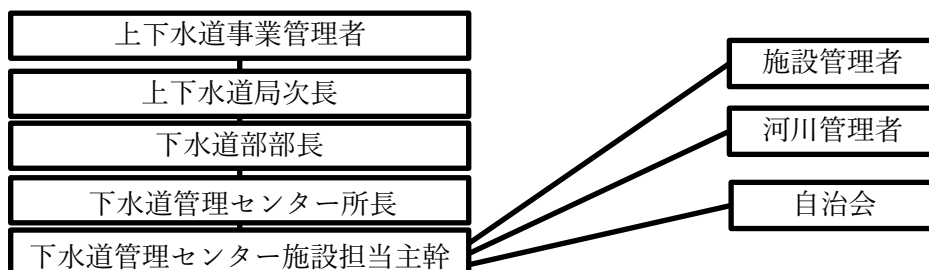
ポンプ場名	住所	流入河川	放流河川	放流河川計画高水位	備考
阿保ポンプ場	阿保甲 335 番地 1	北条川、西阿保川	市川	9200※	
水尾川第三ポンプ場	飾磨区中浜町 3 丁目 111 番地	苅編川	水尾川	3000※	
揖保川第一ポンプ場	網干区興浜 907 番地	興浜川	播磨灘		
揖保川第四ポンプ場	網干区興浜 1121-16	浜田東川	揖保川	2910※	
天川第一ポンプ場	別所町別所 888-5	佐土川放水路	天川	6670※	
天川第二ポンプ場	別所町小林 13-1	小林川、北宿川	天川	4140※	

※図面上の値

・別表２ ポンプ場想定浸水被害一覧

ポンプ場名	洪水浸水想定最大	高潮想定最大	津波南海トラフ	備考
阿保ポンプ場	0.5～3m	0m	0m	監視室でG L +2600 換気機械室でG L +7600
水尾川第三ポンプ場	0.5～3m	3～5m	0m	ケーシング天端でG L +5000
揖保川第一ポンプ場	0.5～3m	3～5m	0m	電気スペースでG L +4250
揖保川第四ポンプ場	0.5～3m	3～5m	0m	管理室でG L +9800
天川第一ポンプ場	0.5～3m	0m	0m	監視室でG L +4300
天川第二ポンプ場	0.5～3m	0.5～3m	0m	監視室でG L +4100

連絡系統図



			連絡先
上下水道局	事業管理者		079-221-2700
	次長		079-221-2650
	部長		079-221-2669
	管理センター所長		079-234-6820
	管理センター 施設担当主幹		079-234-6821
阿保ポンプ場	施設管理者	直営（ポンプ班）	090-8756-5900
	河川管理者	県土木（管理2課）	079-281-9460
	自治会	甲阿保	※
水尾川第三ポンプ場	施設管理者	直営（ポンプ班）	090-8756-5900
	河川管理者	県土木（管理2課）	079-281-9460
	自治会	飾磨区中島	※
揖保川第一ポンプ場	施設管理者	委託（福井前）	※
	河川管理者	国（余部出張所）	079-274-1707
	自治会	網干区興浜	※
揖保川第四ポンプ場	施設管理者	委託（福井前）	※
	河川管理者	国（余部出張所）	079-274-1707
	自治会	網干区興浜	※
天川第一ポンプ場	施設管理者	委託（大的）	※
	河川管理者	県土木（管理2課）	079-281-9460
	自治会	別所	※
天川第二ポンプ場	施設管理者	委託（大的）	※
	河川管理者	県土木（管理2課）	079-281-9460
	自治会	別所	※

※ 自治会名簿、業務計画書で確認